

令和5年度に脱炭素化推進事業債又は公営企業債（脱炭素化推進事業）の起債を予定する地方公共団体（1. (1)①若しくは②又は2. (1)①若しくは②を実施する団体であり、当該事業が公用施設、公用施設又は公営企業施設の新築、増築又は改築に係る場合に限る。）

(エ) 実行計画（事務事業編）策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画（別添様式3）

○対象団体

令和5年度に、脱炭素化推進事業債又は公営企業債（脱炭素化推進事業）の起債を予定する地方公共団体であって、実行計画（事務事業編）について、令和5年度中に策定又は改訂を予定しており、協議等手続きの時点で策定又は改訂が完了していない団体

(オ) BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証に係る評価結果（第三者評価結果）

○対象団体

令和5年度に、脱炭素化推進事業債又は公営企業債（脱炭素化推進事業）のうち1. (1)②若しくは③又は2. (1)②若しくは③に係る事業の起債を予定する地方公共団体

(2) 環境省は、1. (1)①又は2. (1)①若しくは⑦の事業に関して、確認書に記載された事業概要、発電容量、計画発電量、うち自家消費量、自家消費率及び再生可能エネルギーによる発電量の内訳について確認のうえ、対象事業に該当すること及び1. (1)①の事業の場合は1. (4)の要件又は2. (1)①若しくは⑦の事業の場合は2. (4)の要件に該当することを確認する。

(3) 国土交通省、農林水産省、水産庁及び林野庁は、2. (1)⑨の事業（地方単独事業に限る。）に関して、確認書の記載について確認のうえ、対象事業に該当すること及び2. (5)、(6)、(7)又は(8)の要件に該当することを確認する（別紙3参照）。

※ 国土交通省は、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道について、農林水産省は、農業集落排水施設及び簡易排水施設について、水産庁は、漁業集落排水施設について、林野庁は、林業集落排水施設について確認する。

(4) 総務省は、確認書に記載の事業概要並びに(2)の環境省による確認箇所並びに(3)の国土交通省、農林水産省、水産庁及び林野庁による確認箇所以外の確認書の記載について確認のうえ、1. (1)又は2. (1)の対象事業に該当すること並びに1. (2)及び(3)又は2. (2)及び(3)の要件に該当することを確認する。

(5) 環境省、総務省、国土交通省、農林水産省、水産庁及び林野庁は、(2)、(3)又は(4)の確認が完了したときは、それぞれ地方公共団体に連絡する。

(6) 地方公共団体は、(5)の連絡を踏まえ、総務省に起債届出・協議等を行う。

なお、提出書類は、「令和5年度 起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第1次分）」で指定する起債協議書等の提出期限の14日前までに提出する。第2次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の14日前までに提出する。提出書類の提出後、その記載内容に変更がある場合には、起債協議書等の提出までに、変更後の提出書類を提出するも

のとする。

(7) 市区町村が実施する場合の(1)～(6)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

#### 【お問合せ先】

（環境省への確認書の提出について）

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課  
中島、當銀

メール：chiiki-zeroarbon@env. go. jp

TEL 03-5521-8233（課直通）

（国土交通省への確認書の提出について）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課  
岡

メール：oka-s8310@mlit. go. jp

TEL 03-5253-8430（内線 34235）

（農林水産省への確認書の提出について）

農林水産省 農村振興局 整備部 設計課  
浅川、加藤

メール：yuta\_asakawa610@maff. go. jp

yusuke\_kato830@maff. go. jp

TEL 03-3595-6338（内線 5561）

（水産庁への確認書の提出について）

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課  
松本、三隅、長嶋

メール：hiroshi\_matsumoto380@maff. go. jp

tomohiro\_misumi790@maff. go. jp

koyo\_nagashima700@maff. go. jp

TEL 03-6744-2392（直通）

（林野庁への確認書の提出について）

林野庁 森林整備部 整備課  
吉川、加藤

メール：masato\_yoshikawa990@maff. go. jp

yuki\_kato420@maff. go. jp

TEL 03-6744-2303（内線 6172）

（脱炭素化推進事業債について）

総務省自治財政局財務調査課 倉下  
メール：k-management@soumu. go. jp

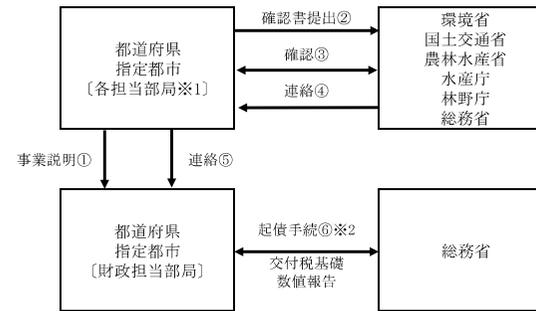
TEL 03-5253-5647（係直通）

（次項に続く）

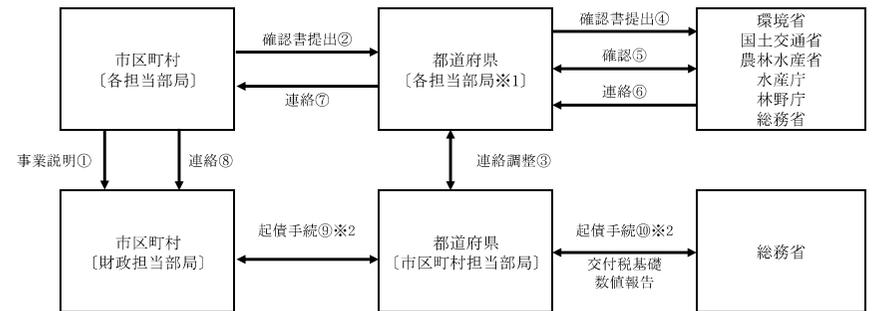
(公営企業債について)  
 <お問い合わせ先(手続全般)>  
 総務省自治財政局公営企業課 計画係 三浦  
 メール: m2.miura@soumu.go.jp  
 TEL 03-5352-5634(直通)

<提出書類の提出先>  
 (水道事業(上水道))  
 栗谷川(メール:k.kuriyagawa@soumu.go.jp)  
 (水道事業(簡易水道))  
 内藤(メール:h2.naitou@soumu.go.jp)  
 (工業用水道事業)  
 渡邊(メール:s17.watanabe@soumu.go.jp)  
 (交通事業)  
 川邊(メール:m.kawabe@soumu.go.jp)  
 (電気事業・ガス事業)  
 植田(メール:r2.ueda@soumu.go.jp)  
 (港湾整備事業)  
 大澤(メール:y.ohsawa@soumu.go.jp)  
 (病院事業・介護サービス事業)  
 根岸(メール:y.negishi@soumu.go.jp)  
 (市場事業・と畜場事業)  
 下田(メール:s.shimoda@soumu.go.jp)  
 (地域開発事業)  
 大澤(メール:y.ohsawa@soumu.go.jp)  
 (下水道事業)  
 阪上(メール:s.sakaue@soumu.go.jp)  
 (観光その他事業)  
 下田(メール:s.shimoda@soumu.go.jp)

【都道府県・指定都市が事業実施者の場合】



【市区町村が事業実施者の場合】



※1・環境省への確認書等の提出：地方公共団体実行計画の所管部局  
 (環境部局など)

- ・国土交通省への確認書等の提出：公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の所管部局
- ・農林水産省への確認書等の提出：農業集落排水施設及び簡易排水施設の所管部局
- ・水産庁への確認書等の提出：漁業集落排水施設の所管部局
- ・林野庁への確認書等の提出：林業集落排水施設の所管部局
- ・総務省への確認書等の提出：公共施設等総合管理計画の所管部局  
 (財政担当部局、市区町村担当部局)

※2届出を含む

(別紙2)

脱炭素化推進事業債、公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る  
環境省等の支分部局等一覧

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-HOKKAIDO@env.go.jp TEL：011-299-2460

東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-tohoku@env.go.jp TEL：022-207-0734

福島地方環境事務所 総務部渉外広報課

メール：reo-fukushima@env.go.jp TEL：024-563-5197

関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-KANTO@env.go.jp TEL：048-600-0157

中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-CHUBU@env.go.jp TEL：052-385-4248

近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-Kinki@env.go.jp TEL：06-6881-6511

中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp TEL：086-223-1544

中国四国地方環境事務所 四国事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-SHIKOKU@env.go.jp TEL：087-811-7240

九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-KYUSYU@env.go.jp TEL：096-322-2415

沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室

メール：CN-KYUSYU@env.go.jp TEL：098-836-6400(代表)

公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る国土交通省の支分部局等一覧

北海道開発局事業振興部都市住宅課 藤川

メール：fujikawa-a22aa@mlit.go.jp TEL011-709-2311(内線 5869)、

東北地方整備局建設部都市・住宅整備課 寺田

メール：terada-h82ac@mlit.go.jp TEL022-225-2016022-225-2171(内線 6176)

関東地方整備局建設部都市整備課 大年

メール：ktr-gesuidou01@gxb.mlit.go.jp TEL048-600-1907

北陸地方整備局都市・住宅整備課 村山

メール：hr-gesuidou@hrr.mlit.go.jp TEL025-280-8755

中部地方整備局建設部都市整備課 山田、吉田

メール：yamada-y85ah@mlit.go.jp yoshida-h85ab@mlit.go.jp TEL052-953-8573

近畿地方整備局建設部都市整備課 織田

メール：oda-z86hf@mlit.go.jp TEL06-6942-1084

中国地方整備局建設部都市・住宅整備課 石田

メール：toshijyutaku@cgr.mlit.go.jp TEL082-511-6199

四国地方整備局建設部都市・住宅整備課 鎌田

メール：skr-chdd@mlit.go.jp TEL087-811-8315

九州地方整備局建設部都市整備課 袴田

メール：hakamata-s8910@mlit.go.jp TEL092-707-0187

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 白木

メール：toshiharu.shiraki.x4v@ogb.cao.go.jp TEL098-866-1910、

公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る農林水産省の支分部局等一覧

東北農政局農村振興部設計課 熊谷

メール：mikio\_kumagai330@maff.go.jp TEL：022-221-6277

関東農政局農村振興部設計課 塩野

メール：tomomi\_shiono380@maff.go.jp TEL：048-740-0534

北陸農政局農村振興部設計課 紙屋

メール：takanori\_kamiya750@maff.go.jp TEL：076-232-4722

東海農政局農村振興部設計課 細田

メール：hiroshi\_hosoda370@maff.go.jp TEL：052-223-4634

近畿農政局農村振興部設計課 亀元

メール：daichi\_kamemoto380@maff.go.jp TEL：075-414-9513

中国四国農政局農村振興部設計課 松原

メール：masahiro\_matsubar330@maff.go.jp TEL：086-224-9419

九州農政局農村振興部設計課 伊佐坂

メール：masataka\_isasaka220@maff.go.jp TEL：096-300-6403

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 野口

メール：kentaro.noguchi.w8y@ogb.cao.go.jp TEL：098-866-1652

各都道府県下水道担当課長 殿  
各指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)  
独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿  
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官

社会資本整備総合交付金等の交付にあたり

PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の導入に関する  
Q&Aについて(追補版)

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI手法の活用に向けて、令和5年3月31日に社会資本整備総合交付金交付要綱及び関連通知を改定し、「PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」を導入するとともに、その運用について、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和5年4月3日 下水道事業課長通知)」にて周知したところです。

本要件の導入にあたっては、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたりPPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の導入について(令和5年3月3日、下水道企画課企画専門官・下水道事業課企画専門官 事務連絡)」を发出し、事前の準備をお願いするとともに、全国の地方公共団体等から寄せられた質問やそれらに対する回答を「PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集」として周知したところですが、その後頂いた質問等も含め、改めて別紙の通りQ&Aを整理しましたので、ご参照下さい。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知していただくようお願いいたします。

(別紙3)

対象事業	確認事項	要件
バイオガス発電	事業概要、発電容量、計画発電量、うち自家消費量及び自家消費率	2. (5) バイオガス発電の自家消費等に関する要件等 (1) ⑨アにおけるバイオガス発電については、公営企業施設に電力を供給することを主たる目的とするものであり、売電を主たる目的とするものではないこと。具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えることと見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は対象外である。
下水汚泥のエネルギー利用、下水汚泥資源の肥料利用	事業概要、生産量、うち利用見込み量、利用見込み率及び利用先の施設等	2. (6) 下水汚泥のエネルギー利用及び下水汚泥資源の肥料利用に関する要件等(5)の要件を確認した場合を除く) (1) ⑨ア及び⑨ウについては、バイオガス、固形燃料、下水汚泥肥料又はリンの生産量が利用見込みに対して妥当な規模であること。
下水熱の利用	事業概要、熱回収量、うち利用見込み量、利用見込み率及び利用先の施設等	2. (7) 下水熱の利用に関する要件等 (1) ⑨イについては、下水熱に係る熱回収量が利用見込みに対して妥当な規模であること。
一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備	事業概要、導入前一酸化二窒素排出量、導入後一酸化二窒素排出量、一酸化二窒素排出量削減量、廃熱回収率、消費電力量削減率、計画汚泥量、処理能力量及び処理率	2. (8) 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備に関する要件等 (1) ⑨エについては、一酸化二窒素排出量0.645kg/t-wet以下であることを前提とし、廃熱回収率40%以上かつ消費電力量削減率が25%以上の設備が対象である。なお、廃熱回収とは、焼却プロセスにおける廃熱回収(空気余熱器や白煙防止用熱交換器及び乾燥用熱交換器による排ガスからの熱回収、廃熱の有する熱エネルギーの過給機への利用等)、廃熱発電(売電を主たる目的とする場合を除く。)、消化槽加温及び地域熱供給(空調利用、ロードヒーティング等)等のことを指す。また、処理施設の処理能力が計画汚泥量に対して妥当な規模であること。

PPP/PIFの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年4月追補版

No	関連項目	質問	回答
7	(2)対象事業	自治体内部での検討を踏まえ、PPP/PIFは採用せず、来年度に基本設計、その翌年度に実施設計を予定している事業でも、民間提案を受け付ける必要はありますか？	令和5年度からの要件化に伴い、例えば令和6年度予算要望にあたっては、 ・令和5年度以前に詳細設計を実施済みもしくは令和5年度予算にて詳細設計を実施予定の事業については、民間提案検討要件の対象外となります。 ・令和5年度もしくはそれ以前に基本設計を実施したとしても、令和6年度予算にて詳細設計を予定している事業については、6月30日までに民間提案が提出された場合には受け付けていただく必要がありません。 上記については令和7年度以降も同様の扱いとなります。民間提案の受領に先立ち、予め提案意向をお持ちの民間企業とよくコミュニケーションを図っていただく必要があります。
8	(2)対象事業	H29・PPP/PIF手法選択のガイドラインにおいて、社会资本整備計画やストックマネジメント計画は、計画策定後にすぐに事業を行う必要があり、事業者募集・選定に必要な期間を要することから、これらの計画の策定・改定のタイミングで優先的検討を行うには、運く適していないと考えられている中で、これらの計画も提案の対象としなければならぬのかお示しください。	手法選択のガイドラインで示している通り、より上位の計画やビジョン等のほうが、事業見通しを示し、民間提案の対象とするには対応しいと考えております。従って、今回対象となる社会资本整備総合交付金等を活用して実施する事業の見通しが、より上位の計画やビジョン等に掲載されている場合には、社会资本整備計画やストックマネジメント計画を提案の対象とすることは必須ではございません。
9	(2)対象事業	特定公共下水道や流域関連公共下水道も対象に含まれますか？	特定公共下水道や流域関連公共下水道も、社会资本整備総合交付金等を活用して下水道事業を実施する場合は、対象となります。
10	(3)PPP/PIF提案の設置窓口	PPP/PIF全般に関する民間提案の窓口が、地方公共団体HPに既に掲載済みの場合、改めて、窓口を設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	①民間提案を受け付けていることが対外的に示されている ②事業見通しの情報が掲載(リンク)されている
11	(3)PPP/PIF提案の設置窓口	提案窓口はどのようなものがよいのか？	・民間企業に対する受付窓口を明確にする観点から、事務連絡の別添2「民間企業からのPPP/PIFの導入に関する提案窓口の設置イメージ」を参考にしつつ、地方公共団体HPに提案窓口のページを開設いただければ幸いです。 ・また、すでに社会资本整備総合計画等を公表されているページに、同旨の内容を追加していただく形でも構いません。
12	(3)PPP/PIF提案の設置窓口	受付窓口を設置したことを国に報告する必要がありますか？	翌年度の概算要求の際に確認しますので、個別の報告は不要です。
13	(4)事業見通しの公表	1つの機器に係る改築更新(沈砂池設備、沈殿池設備、送風機設備等、民間の工夫の余地が少ないと考えられる事業)についても公表の必要はありますか？	事業の内容にかかわらず、各地方公共団体の策定する戦略や計画を公表するという形で事業見通しを公表していただくください。

2 / 5

PPP/PIFの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

別紙

令和5年4月追補版

No	関連項目	質問	回答
1	(1)対象地方公共団体等	流域下水道の場合、複数自治体の合計が10万人以上であつても、流域関連公共下水道の区域内人口の合計は10万人未満という場合もあるが、どのような場合を対象と考えるのか。	自治体の規模を計る指標として人口を用いているため、区域内人口でなく、あくまで自治体人口の合計で判断いたします。(国庫補助要望を行う年度の4月1日時点の人口で判断)
2	(2)対象事業	既にPPP/PIF手法の導入を検討している案件の場合、改めて当該案件に対する事業見通しの公表や提案採否の検討は必要でしょうか？	・PPP/PIF手法で実施することが決定している場合でも、異なる事業スキーム等にて民間提案を受けける可能性があるため、対象となる事業については既存の計画等を用いた形で事業見通しを公表していただく必要があります。 ・異なるPPP/PIFスキーム等に関する民間提案があった場合には、よく事前に民間事業者とコミュニケーションしていただくようお願いいたします。それでも、当初予定していたスキームと異なるPPP/PIFスキームに関する民間提案があった場合には、提案の採否についてご検討ください。
3	(2)対象事業	個別補助金は民間提案要件化の対象になりますか？	現時点で個別補助金は要件化の対象外ですが、当該事業が必ず個別補助事業として採択されるには限りませんが、社会资本整備総合交付金にて事業を実施する可能性に備えて、必要な手続を経て頂くことを推奨します。
4	(2)対象事業	対象事業の規模要件は？	12月26日付け企画専門官事務連絡における要件(案)では、「全体事業費が10億円以上と見込まれる下水道整備事業としておりましたが、その後の二指摘を踏まえ、以下の通り修正しましたのでお知らせします。(3月3日付け企画専門官事務連絡にて修正済み) 人口10万人以上の地方公共団体が社会资本整備総合交付金を活用して実施する全ての下水道事業 ・提案を受けた場合の採否の検討: 補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案
5	(2)対象事業	対象事業の例外として、災害等の観点から早急に着手が必要なものなどがあるが、再度災害防止対策も例外として考えて良いか。	災害復旧事業などは対象外と考えるが、通常の雨水対策事業については、再度災害防止目的であっても本要件化の対象になる。ただし、PPP/PIF提案を受け、その方法で実施する場合には、より長期の時間を要するようであれば、民間提案を採用しない理由の一つになると考えられます。
6	(2)対象事業	詳細設計に「着手済み」とはどの段階を指しますか？	翌年度の予算要望を行う年度に詳細設計を実施予定、またはその前年度までに詳細設計を実施済みの段階を指します。

PPP/PEIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年4月追補版

No	関連項目	質問	回答
20	(5)PPP/PEIキーマ及び民間提案	(5)PPP/PEIキーマ及び民間提案や別添2(設置「メニュー」)に、「民間提案についてはPEI法第6条による民間提案に相当するものを基本とする」とあるが、「相当するもの」を基本とする」の意味は、PEI法第6条によるもの以外の民間提案も受け付けるといった意味か？	適切性を判断できる提案の目安として、内閣府メニューに記載項目が掲載されているPEI法6条による提案相当としましたので、民間企業の営業担当者からの口頭又は既存ベンジャレット等によるいわゆる「営業提案」は、本要件化の対象には含まれません。また「相当するもの」を基本とするの意味は、本要件化は、DBやDBOなどPEI以外の手法も対象としているため、こうした手法の場合には、必ずしもPEI法第6条による民間提案に相当するものでなくとも構わないという趣旨です。
21	(5)PPP/PEIキーマ及び民間提案	「提案書の記載項目については…簡略化できるものとする」とありますが、PEI法第6条の提出書類(当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類)は、全て提出したうえで、各書類における記載項目を簡略化できるということでしょうか。	記載項目を簡略化(省略)できます。内閣府メニューPEI6に提案書の記載項目の例が掲載されていますが、例えばDB方式の場合は、① 公共施設等の維持管理・運営業務の概要 は不要と考えますので、適宜簡略化いただいで結構です。
22	(6)提案の採否の検討方法	民間提案について国交省への報告は9月までとあるが、民間側の提案の締切り時期はいつ頃を想定しているか。	要望年度の6月30日までに受けた提案について、採否の検討の対象として頂く旨「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和5年4月3日 下水道事業課長通知)」に記載しました。
23	(6)提案の採否の検討方法	民間事業者の「PPP/PEI提案の提出」について、参考になる様式はありますか？	「PEI事業民間提案推進メニュー」別冊に掲載の様式を参考にしてください。 <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansushin.pdf">https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansushin.pdf</a>
24	(6)提案の採否の検討方法	民間提案を審議する期間が最短で3か月と短く、審議期間が短いことによる誤った結論を導くことが懸念されます。	別添1:「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R6年度要求の事例) ※最もスジェニールが夕べな場合」では、最短のケースをお示ししていますので、民間提案を受けた場合に十分な検討時間が確保できるよう、可能な限り事業見通しを早めにお示しいただければ幸いです。 なお、国土交通省において、地方公共団体によるPPP/PEI検討内容の検証を行う際には、事前のコミュニケーションの有無や提案書提出のタイミング、地方公共団体における検証期間なども含めて、総合的に判断する予定です。
25	(6)提案の採否の検討方法	民間提案が無い場合はそのまま進めて良いでしょうか。	そのまま事業を進めていただく構いません。
26	(6)提案の採否の検討方法	提案の採否の検討にあたっては、外部審査員による審査が必要でしょうか？それとも自治体の内部審査でもよろしいでしょうか？	特設外部審査員による採否の検討を必要としておらず、自治体の内部審査で構いません。(外部審査員の活用を妨げるものではありません)

4 / 5

PPP/PEIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年4月追補版

No	関連項目	質問	回答
14	(4)事業見通しの公表	「事業見通し(事業内容や対象施設等)の公表」とは、どの程度のレベルを指すのでしょうか？	・既存の各種計画・戦略等に事業名や事業箇所が掲載されていれば、それをもって事業見通しの公表と見なすことができるものとし、PEI法に基づく実施方針の公表や、事業概要・事業規模(金額)・工期程度などの詳細な情報の公開を求めものではありません。 ・民間企業から対象事業について相談があった場合は可能な範囲で適切な情報提供に努めるよう、お願いいたします。
15	(4)事業見通しの公表	全体事業費10億円未満の場合は、窓口を設置しなくてよいか。	事業費の大小に関わらず、人口10万人以上の地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を活用して下水道事業を実施する場合には、民間提案に対する提案窓口の設置が要件となります。その上で、民間提案から補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を受けた場合には、採否についてご検討いただく必要があります。
16	(4)事業見通しの公表	PPP/PEI提案について、提案されたものはすべて受領しなければならぬのかについてお示しください。	民間企業がPPP/PEIでの実施に関心をお持ちの際は、事業に関する詳細情報などについて求めに応じて情報提供いただくと共に、必要に応じ事前確認やヒアリングを行うって下さい。民間企業の提案が自治体の事業方針に沿わない場合には、その旨お伝えいただくとは差し支えございませんが、それでも民間側がPPP/PEI提案を行いたいという場合には、提案の受領をお願いいたします。
17	(4)事業見通しの公表	R6年度以降の事業に係る交付金整備計画やストックエネ計画はR5年度中に計画策定予定で4月1日時点では計画未策定だが、どのように対応したらよいか？	令和6年度に国庫補助要望を行い、且つ詳細設計に着手していない事業については、対象事業の事業見通し(事業名や対象施設)を公表する必要がありません。交付金整備計画やストックエネ計画が公表できない場合は、別添2「民間企業からのPPP/PEIの導入に関する提案窓口の設置メニュー」に記載の「その他」として、該当する事業の見通し(事業名や対象施設)を公表してください。
18	(4)事業見通しの公表	事業見通しの公表における事業箇所について、事業を実施する住所の記載が必要か？	住所まで記載する必要はありませんが、具体的な対象施設がなるべく特定できるよう、処理場・ポンプ場名、幹線名や地区名などの情報を掲載してください。
19	(5)PPP/PEIキーマ及び民間提案	PPP/PEI提案について、提案されたものはすべて受領しなければならぬのかについてお示しください。	民間企業がPPP/PEIでの実施に関心をお持ちの際は、事業に関する詳細情報などについて求めに応じて情報提供いただくと共に、必要に応じ事前確認やヒアリングを行うって下さい。民間企業の提案が自治体の事業方針に沿わない場合には、その旨お伝えいただくとは差し支えございませんが、それでも民間側がPPP/PEI提案を行いたいという場合には、提案の受領をお願いいたします。

都道府県下水道担当部長  
 政令指定都市下水道担当局長 殿  
 (以上地方整備局等  
 下水道事業担当部長等経由)  
 独立行政法人 都市再生機構担当部長  
 地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長  
 下水道事業課長  
 流域管理官  
 (公印省略)

社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について

令和5年3月31日付け国国会第24463号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市(政令指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

**PPP/PIFの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集**

令和5年4月追補版

No	関連項目	質問	回答
27	(6)提案の採否の検討方法	10億円未満の事業について民間提案を受けた場合、PPP/PIF導入について、検討の必要は無いか。(国に報告する必要はないとの理解で良いか)	補助対象事業費10億円未満の事業について提案を受けた場合は、要件化の対象外となりま すので、検討の要否については各地方公共団体ににてご検討ください。なお国への報告は必要 ありません。
28	(7)国土交通省への報告	民間提案を受けた場合の「国土交通省への報告」や「(6)提案の採否の検討結果の報告」の流れは?	通常の通り、自治体⇒都道府県⇒各地方整備局⇒本省のルートでご報告お願いします。
29	(7)国土交通省への報告	「(6)提案の採否の検討結果の報告」の様式は?	「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(下水道事業課長通知)」に(様式5)として添付しました。
30	(7)国土交通省への報告	国へ民間提案不採用の報告した結果、翌年度の交付金が受けられない場合については、いつまでに回答があるのでしょうか。	遅くとも12月までには国での検証結果についてお知らせいたします。
31	(8)その他	基本設計がないと事業内容等が固まらず、提案を求めようがないため、事業費や内容を検討する基本設計については、事業見通しの公表前に国費を充てることは可能と考えて問題ないでしょうか?	今回の要件化により従前の補助対象範囲の考え方を変更するものではありませんので、「令和4年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項」について(R4.4.7 下水道事業課企画専門官事務連絡)を参考に二判断下さい。

## I. 下水道浸水被害軽減総合事業

### 1. 交付対象事業の要件

#### ア) 下水道浸水被害軽減型

(1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。

- ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
- ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
- ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区

(2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。

- ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設

(3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。

- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

(4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。

- ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
- ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。

また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。

- ・放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
- ・ポンプ施設の耐水化を行う場合については、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。

#### イ) 効率的雨水管理支援型

(1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。

- ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

### 2. 交付対象事業の内容

#### ア) 下水道浸水被害軽減型

(1) ④に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・樋門等とは、樋門及び樋管とする。
- ・自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できるようにすることとする。

- ・無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フラップゲートの設置等）とする。
- ・遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。

(2) ⑤に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
- ・耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。

(3) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
- ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。

また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。

(4) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

#### イ) 効率的雨水管理支援型

(1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定（水位観測計画の策定等を含む。）に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。

(2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。

- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。

(3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等（校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。）とする。

### 3. 下水道浸水被害軽減総合計画

(1) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に下水道浸水被害軽減総合計画を記載するものとしているが、雨水管理総合計画に（3）

の事項を定めている場合は、この限りではない。

- (2) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。
- (3) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項（流域水害対策計画を策定している場合は④のみ）を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要及び選定理由
  - ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
  - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
  - ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
  - ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
  - ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
  - ⑦ その他必要な事項

#### 4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設（3.（1）に該当する場合は同等の施設）は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

## II. 下水道総合地震対策事業

### 1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
  - ・当該予定処理区域内の施設（処理場、ポンプ場、管渠）の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
  - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

### 2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
  - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
  - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
  - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
  - ・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
  - ・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「帰宅困難者一時滞在施設」とは、以下のとおりとする。
  - ・都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受ける、又は協定を締結した施設とする。
- (5) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
  - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (6) 「イー7ー(2) 2. ア」の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7ー(2) 2. ア」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7ー(2) 2. ア」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (7) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場（跡地を含む。）又は住宅地でない地区であることをいう。
  - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
  - ②官公庁施設

- (8) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
- ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は除く。

### 3. 下水道総合地震対策計画

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むこととする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。
- ① 対象地区の概要
  - ② 対象地区の選定理由
  - ③ 計画目標
  - ④ 計画期間
  - ⑤ 防災対策の概要
  - ⑥ 減災対策の概要
  - ⑦ 計画の実施効果
  - ⑧ 下水道BCP策定状況(なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。)

### Ⅲ. 合流式下水道緊急改善事業

#### 1. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則(平成15年9月25日政令第435号)第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

#### 2. 合流式下水道緊急改善計画

##### (1) 内容

- 1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めることとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定することとする。

- ① 汚濁負荷量の削減  
分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下(いわゆる分流式下水道並み)となること
- ② 公衆衛生上の安全確保  
全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること
- ③ 夾雑物の削減  
全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること

- 2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

- 3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

- 4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。
- (2) 下水道法事業計画との関係  
合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。
  - (3) 評価の実施
    - 1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。
    - 2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。
    - 3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。
      - ① 対象事業の進捗状況
      - ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則(平成15年9月25日政令第435号)第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
      - ③ 対象事業の整備効果の発現状況
      - ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
      - ⑤ 今後の方針
    - 4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。
    - 5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。
      - ① 会議の設置対象  
処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。
      - ② 会議の設置方法  
設置対象ごとに設置する。  
なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうるものとする。
      - ③ 会議の構成  
地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。
  - ④ 会議での意見聴取事項
    - ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
    - ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
    - ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
    - ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
    - ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項
  - 6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でない認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講ずることとする。

#### IV. 都市水害対策共同事業

##### 1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

##### 2. 留意事項

###### (1) 事業計画の作成

- 1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- 2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
  - ① 対象地域の概要  
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
  - ② 事業期間  
年次計画の概要等
  - ③ 整備効果  
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
  - ④ ネットワーク化施設等の概要  
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
  - ⑤ 河川管理者との事業実施区分  
施工区分等

###### (2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

###### (3) 施設の運用方法及び維持管理

###### 1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

###### 2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

###### (4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

**V. 下水道整備推進重点化事業**

**1. 交付対象事業の要件**

本事業の対象は、以下（1）または（2）に該当するものとする。

- (1) 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業。

なお、本要件については予定処理区単位で確認することとするため、重点アクションプランには本事業の適用を受ける処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

- (2) アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合に、当該自治体を実施する事業。

ただし、当該自治体は、目標の達成に向けた加速化のための具体的な取り組みを「チャレンジ宣言」として定め、「下水道整備推進重点化事業チェックシート」（別紙）内に記載の上、予算要望に併せて提出すること。

なお、以下の場合は対象外とする。

- ・汚水処理施設整備が概成（汚水処理人口普及率が95%以上）している場合
- ・当該地方公共団体の下水道使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改訂を行っていない場合

**2. 交付対象事業の内容**

本事業の対象は、1.（1）または1.（2）の要件を満たす予定処理区内の管渠及びこれを補完するポンプ施設とする。

**3. 留意事項**

- (1) 1.（1）に基づき事業を実施する市町村は、重点アクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- (2) 1.（1）に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- (3) 1.（1）に基づき事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（1）の要件を満たしていることを要件とする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（1）の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。
- (4) 1.（1）の要件については、予定処理区単位での適用を基本とするが、複数の予定処理区を1つにまとめて適用することも可とする。

**記載例**

（別紙）

下水道整備推進重点化事業  
チェックシート

記入日：	
都道府県：	〇〇県
市町村：	〇〇市
都市区分：	一般市（甲）
種別：	第2種

**1. 下水道処理人口普及率及び未普及対策に関する事業費の状況**

年目	年度	下水道処理人口普及率の状況及び見直し				未普及対策に関する予算投入（予定）額（百万円単位）			
		下水道処理人口普及率（各年度末）	前年度からの進捗率	H28年度末からの年平均進捗率	下水道処理人口普及率の見直し（加速化後）	国費	補助対象事業費	単独費	総事業費（単独費含む）
0	H28	68.29%				200	400	300	700
1	H29	69.78%	1.49%	1.49%		200	400	300	700
2	H30	70.19%	0.41%	0.95%		250	500	300	800
3	R1	71.36%	1.16%	1.02%		200	400	300	700
4	R2	71.78%	0.42%	0.87%		250	500	400	900
5	R3				72.65%	350	700	454	1,154
6	R4				73.52%	(400)	(800)	(500)	1,300
7	R5				74.40%	(400)	(800)	(500)	1,300
8	R6				75.27%	(400)	(800)	(500)	1,300
9	R7				76.14%	(400)	(800)	(500)	1,300
10	R8				77.01%	(400)	(800)	(500)	1,300

※R2年度以前は執行ベース、R3年度は予算ベースで記入すること

※R4年度には要望額を、R5年度以降は予算投入額の現時点での見直しを記入すること

前年度末までの下水道整備年平均進捗率で整備を進めた場合のR8年度末推計値：	77.01%①
アクションプランで定めた下水道処理人口普及率の目標値：	80.96%②
前年度末までの下水道整備年平均進捗率の倍のペースで整備を進めた場合のR8年度末推計値：	82.24%③

平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率：	0.87%④
アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率：	1.53%⑤
「平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率」×2：	1.74%⑥

判定	④<⑤<⑥	○
----	-------	---

**2. 経営に関する状況**

（ R3.3.31 時点（見直し含め）で最新のデータで記載願います）

下水道使用料単価（円/㎡）：	108	≥	150		判定：	×	○
経費回収率（%）：	72	≥	80			×	
現行使用料施行年月日：	H25.4.1		使用料施行年数：	8 < 15		○	

**3. 下水道整備目標の達成に向けた「チャレンジ宣言」**

「下水道整備推進重点化事業」の活用にあたり、目標達成に向けた取組を「チャレンジ宣言」として記載してください（自由記述）

- ・令和〇年度の未普及対策に関する予算投入額を〇〇〇〇円に増額する。
- ・下水道担当職員（未普及担当職員）を〇〇名増員する。
- ・令和〇年〇月までに、現在のアクションプランを見直し、下水道処理人口普及率の目標値を〇〇%とする。
- ・令和〇年度から設計施工一括発注方式を採用する。
- ・低コスト技術（下水道クイックプロジェクト）を採用する。

## VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

### 1. 定義

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1)には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
  - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
  - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のとりまとめ（デジタル化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあつては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

### 2. 交付対象事業

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。
  - ① スtockマネジメント実施の基本方針
  - ② 施設の管理区分の設定
  - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
  - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

## VII. 下水道広域化推進総合事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理施設諸書		備 考	
				晴天日最大 (単位立方メートル)	処理能力 晴天日最大 (単位立方メートル)		
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	20,000	-	25,600	計画下水量(日最大) 15,200m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇衛生センターの機能を廃止し、 希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。  
 なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。  
 <事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化センター	C町大字 △△	1,000	標準活性汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚水受け入れに伴い、〇〇農業集落排水処理施設を廃止。

## 2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

## 3. 留意事項

### (1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- 関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- 「下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- 計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

### (2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- 本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- 交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

### (3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合

#### 1) 事務委託の内容

- 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

### 2) 下水道事業計画の定め方について

- 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合に当たっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。
- 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について  
流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

#### ①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第5表)

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設的能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第5表)

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力		摘要	
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)		
◎◎終末 処理場	日市 ◎◎町	300	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託
	E町大字 △△	(○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)					

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1.800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	11t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	・	・	・	・	
	沈砂池		流動焼却炉	50t/日相当分	焼却処理を○県に事務委託

VIII. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

(1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。

- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
- ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
- ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。

(2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
  - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
  - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
  - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
  - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
  - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
  - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
  - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
- ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
  - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。

(3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお